【褒章·叙勲 推薦基準】

(1) 褒章

ア 藍綬褒章

- ・社会福祉施設の長としての経験15年以上(基準日(令和8年11月3日)現在)
- 知事表彰受賞者
- 優れた事績
- ・基準日現在、原則現職の者(※)

イ 藍綬褒章

- ・ 寮母・ 指導員・ 看護師等としての経験 20年以上(基準日現在)
- 知事表彰受賞者
- 優れた事績
- ・基準日現在、原則現職の者(※)
- ※(1)褒章については、ア、イいずれの場合も、現職のものである必要がある。但 し、当該職を辞してから概ね1年以内の者であれば候補者として推薦が可能な場 合がある。その場合、推薦理由書を別に用意する必要がある為、推薦前に事前連 絡を受け付け、適当な理由であるかを福祉政策課等に確認する。

(2) 叙勲

ア Ⅰ類

- ・過去の春秋叙勲受章者ではないこと
- ・褒章受章者の場合は、受章後5年を経過していること
- ・基準日現在、70歳以上であること
- ・第 1 種社会福祉施設の施設長 2 0 年以上 (基準日現在) 又は、

第2種社会福祉施設の施設長25年以上(基準日現在)

又は

団体役員(県の理事以上(原則副会長以上経験者) 10年以上(基準日現在) 且つ 市郡レベルの理事以上20年以上(基準日現在))

· 知事表彰受賞者

イ Ⅱ類

- ・過去の春秋叙勲受章者ではないこと
- ・褒章受章者の場合は、受章後5年を経過していること
- ・基準日現在、55歳以上であること
- 介護職員、寮母、指導員等20年以上(基準日現在)
- 知事表彰受賞者